



2020.秋号

No. 03

知的 財産 Newsletter

判例1

音楽教室における演奏の著作権法22条該当性

判例1の解説ポイント

判例2

金融機関における決済システムの「発明」該当性

判例2の解説ポイント

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

大江橋法律事務所
OH-EBASHI

判例1

音楽教室における演奏の著作権法22条該当性



古庄 俊哉

Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和2年2月28日判決(平成29年(ワ)第20502号、同第25300号)裁判所ウェブサイト「音楽教室使用料徴収事件」

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、著作権管理事業者であるYが、Yの管理する著作物の演奏等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴収を平成30年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日、文化庁長官に対し、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行ったところ、音楽教室を運営する法人及び個人であって、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術の教授を行っているXらが、Xらの音楽教室における楽曲の使用(教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生)は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏(著作権法22条)に当たらないなどと主張して、YのXらに対する請求権(著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権)の不存在確認を求めた事案です。

結論として、裁判所は、音楽教室における演奏は、音楽著作物の利用主体であるXらとの関係で、「公衆に直接…聞かせることを目的として」(公に)との要件を充足すると判断し、また、その他のXらの主張(演奏権の消尽、権利濫用等)を排斥して、Xらの請求には理由がないと判示しました。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、著作権法22条に関する主な論点(音楽教室における演奏が(i)「公衆」に対するものであるか、(ii)「聞かせることを目的」とするものであるか)についての裁判所の判断をご紹介します。

2 (i)音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか

Xらの経営する音楽教室におけるY管理楽曲の演奏が著作権法22条の要件を満たすかどうかについては、音楽著作物であるY管理楽曲を演奏という形態で利用している主体が誰かという点についての判断が前提となるところ、Yは、Y管理楽曲の利用主体はXら音楽教室事業者であると主張するのにに対し、X

らは、その利用主体は同音楽教室の教師及び生徒であると主張しました。この点について、裁判所は、Xらの音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、同教室における生徒及び教師の演奏態様、音楽著作物の利用へのXらの関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮すると、Xらの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体はXらであると認定判断しました。

その上で、裁判所は、著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきであるとし、音楽教室事業者であるXらからみて、その顧客である生徒は「不特定」の者に当たると判断しました。具体的には、裁判所は、

- ・ 音楽教室における音楽著作物の利用主体であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定」の者に当たかどうかは、Xらが音楽教室のレッスンの受講を申し込むに当たり、Xらとその生徒との間に個人的な結合関係があったかどうかにより判断することが相当である。
- ・ Xらが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、Xらとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、Xらと当該生徒が受講契約を締結する時点では、Xらと生徒との間に個人的な結合関係はない。したがって、音楽教室事業者であるXらからみて、その生徒は「不特定」の者に当たる。

と判示しています。

また、裁判所は、音楽教室における音楽著作物の利用主体

次ページへ続く ➡

であるXら音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「多数」の者に当たるかどうかは、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が「多数」ということができるかという観点から判断するのが相当であると判示したうえで、音楽教室事業者は、継続的・組織的にレッスンを行っており、場合によっては、異なる地域に複数の教室を展開し、一定期間内（例えば、一月のうち）に異なる生徒を対象とする複数のレッスンを開講することもあるほか、生徒の中には受講を辞める者もいれば、新たに受講する者もいるなど、生徒の入れ替わりも生じ得る等の音楽教室事業の実態を踏まえると、Xらからみて、その顧客である生徒は「多数」であると認めるのが相当であると判断しました。

以上より、裁判所は、音楽教室における生徒は、利用主体たるXらにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当すると判示しました。

3 (ii) 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか

裁判所は、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる判示しました。

その上で、裁判所は、例えば、①生徒が課題曲を初めて演奏する際などには、生徒が演奏する前に、教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒が、それを聞いた上で、教師に対して、課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、④生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、⑤最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する、というXらの音楽教室における演奏態様（教師が演奏を行って生徒に聞かせることと、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術の教授が行われるという演奏態様）に照らすと、

そのレッスンにおいて、Xら音楽教室事業者と同視し得る立場にある教師が、公衆である生徒に対して、自らの演奏を注意深く聞かせるため、すなわち「聞かせることを目的」として演奏していることは明らかである、また、音楽教室における生徒の演奏は、Xらの管理・支配下で行われることから著作物の利用主体による演奏と同視し得るところ、自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性、有用性に照らすと、その演奏は、公衆である他の生徒又は演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであると認めるのが相当であると判示しました。

4 結び

本件は、Yによる音楽教室に対する演奏権行使（著作物使用料の徴収）が可能であるか否かについて社会的に大きな注目を集めた事件です。東京地裁では、Yの勝訴判決が言い渡されましたが、Xらは本判決を不服として、知財高裁に控訴しています。知財高裁の判断が待たれるところです。

判例1の解説ポイント



平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

1. 音楽著作物の管理団体であるJASRACは平成30年1月1日から音楽教室における演奏等に対して使用料の徴収を始めることとしました。本判決は、音楽教室等を運営する事業者が、JASRACに対して、主的には「教師と10名程度以下の複数の生徒との間で行われるレッスンであり、かつ、楽曲を一曲通して演奏することがない場合」、「教師と生徒が1対1の個人レッスンであり、かつ、楽曲を一曲通して演奏することがない場合」などについて、予備的には、レッスンの参加人数、演奏者、演奏対象(小節数)、再生対象(市販CD等とマイナスイオン音源)により細かく態様を分けたものなどに対し、使用料の支払義務がないことの確認を求めた事案です。

著作権者は、著作物を「公衆に直接・・・聞かせることを目的として」演奏することを専有しており、そのような演奏に対して使用料をとることができます。この裁判で原告は、音楽教室での演奏は、教師や生徒が行っていることを前提に、①一定の場合には「公衆」に対するものではない、②聞かせるための演奏ではないなどと主張して、音楽教室の10名以下のレッスンには演奏権が及ばない、もし、そうでなければ、一定の態様については及ばないことを確認しようとしたものです。

2. 音楽著作物の利用主体が誰かについては古くから争われてきました。リーディングケースは、JASRACがカラオケスナックでの客の歌唱に対し使用料を徴収したことについて争われたクラブキャッツアイ事件です(最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁)。当時、録音された媒体を再生することは演奏権の侵害としない旨の附則が存在し、カラオケテープを再生することに対して演奏権の使用料の徴収ができませんでした。そこで、JASRACはカラオケスナックにおいて客が歌唱(演奏)しているのは、店による歌唱だとして、演奏権侵害の損害賠償請求をしました。最高裁は、店がカラオケテープや機材をそろえて

歌唱を管理・支配している、また、利益を得ていることを理由として、規範的に評価すれば店が歌唱をしていると判断しました。その後、通信カラオケ、カラオケボックスについても、事業者が歌唱を管理・支配し、利益を得ているとして、事業者が歌唱(演奏)の主体であると判断してきました。

最近の最高裁判例では、ロクラクII事件があります。ロクラクIIという製品は、親機ロクラクと子機ロクラクとのセットで、利用者は子機を操作して、インターネットで1対1でつながっている親機に放送番組等を録画し、好きなときに親機から子機ロクラクに送信させて子機で放送番組等を視聴するというものです。親機ロクラクが所在するテレビ番組を録画しておけば、放送エリアが異なる場所でも、子機ロクラクでそのテレビ番組を視聴することができるわけです。被上告人は、親機ロクラク及び子機ロクラクを併せて貸与するサービスなどを行って、顧客の親機ロクラクを預かって設置していました。放送番組を複製する主体は、サービスの利用者なのか、被上告人なのか争点となりました。最高裁は、「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者(以下「サービス提供者」という。)が、その管理・支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器(以下「複製機器」という。)に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理・支配下において、放送を受信して複

次ページへ続く ➡

製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」と判断しています(最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁)。

3. 東京地裁は、本件でも、演奏の主体を規範的に判断し、次のとおり判示しています。

「原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である(クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照)。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである(ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照)。」

そして各要素について次のように判断しました。

①利用される著作物の選定方法

課題曲の選定は演奏の実現にとって重要な行為であるところ、事業者側が教材を提供し、その中から事業者と同視できる教師が選択しており、これを管理・支配しているのは事業者である。

②著作物の利用方法・態様

音楽教室における演奏態様は演奏行為そのものであるから、演奏行為にとって重要であることはいうまでもないところ、音楽教室では教師と生徒の演奏があるが、教師は事業者と雇用契約又は準委任契約に基づいてその義務の履行としてレッスンを行うので、事業者の管理・支配が及んでいる、また、生徒の演奏は事業者と同視し得る教師の指導によって行われる

ものなので、事業者の管理・支配が及んでいる。

③著作物の利用への関与の内容・程度

事業者が教師に対し、研修や指導を行っていることから、また、行っていないとしても契約によって管理・支配が及んでいる。

④著作物の利用に必要な施設・設備の提供等

事業者が行っており、事業者の管理・支配下にある。

⑤著作物の利用による利益の帰属

利益は事業者に帰属している。

以上の認定を踏まえて、東京地裁は、音楽教室における音楽著作物の利用主体は、事業者であるとししました。

4. 利用主体が教師・生徒であれば、一教室の人数の多寡によって、公衆への演奏かが決まるが、利用主体を事業者とみれば、当然、不特定(生徒は辞めるものもあり、新規に始めるものもいる)・多数の生徒がいることとなり、公衆への演奏であることになるので、裁判所もそのように判断しました。

5. 原告らは、「公衆に直接・・・聞かせる目的」とは、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」すなわち「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいうと主張しましたが、裁判所は、単に公衆に聞かせる目的があれば足りるとして、音楽教室でのレッスンは、教師が演奏を行って生徒に聞かせ、生徒が演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返しており、「聞かせることを目的」として行われていると判断しました。

6. この判決で、演奏の主体を音楽教室だと判断したことには概ね同意できると思います。しかし、音楽教室においては課題曲を決めることが演奏実現のための最も重要な行為です。生徒が楽譜を持ってきて楽器ができるようにすることもあると思いますので、そのような場合までも音楽教室が演奏をしているといつてよいのかどうか、控訴審においてはより進化した議論を期待したいと思います。

判例2

金融機関における決済システムの「発明」該当性

杉野 文香

Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和2年6月18日判決(令和元年(行ケ)第10110号)裁判所ウェブサイト「電子記録債権の決済方法事件」

裁判例はこちら

発明の名称を「電子記録債権¹の決済方法、および債権管理サーバ」とする発明(「本願発明」)に係る出願に関する拒絶査定について、出願人であるXは、特許庁に対して拒絶査定不服審判を請求しました。これに対し、特許庁は、本願発明が特許法2条1項の「自然法則を利用した技術的思想の創作」とはいえず、同法29条1項柱書の要件を充たしていないこと、及び、進歩性の欠如を理由に請求不成立の審決(「本件審決」)をしました。本件は、本件審決の内容を不服としたXが特許庁長官(Y)を被告として、知財高裁に対して、本件審決の取消しを求めた事案です。

本願発明は、それまで債権者(下請業者)が負担することの多かった割引料²の負担を債権者(下請業者)ではなく債務者(親事業者)に求めることを明らかにした平成28年12月の下請法の運用基準³を受けて、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、債務者によって割引料の負担が可能な電子記録債権の決済方法やシステムを提供することを課題(「本願発明の課題」)としたものです。

本件では、本願発明のうち、特に以下の請求項1を取り上げて、請求項1に係る発明が特許法2条1項に規定された「発明」の要件(「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」)、を満たすかが主な争点となりました。

【請求項1】

電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むための第1の振込信号を送信すること、

前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とすための第1の引落信号を送信すること、

前記電子記録債権の額を前記債務者の口座から引き落とすための第2の引落信号を送信することを含む、電子記録債権の決済方法。

知財高裁は、特許法2条1項に規定された「発明」該当性の判断に関し、以下の規範を示しました(下線は筆者によります。)

*

「特許法で「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」(2条1項)ことから、自然法則を利用していないもの、例えば、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなどは、「発明」に該当しない。そして、かかる「発明」は、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用、その技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されることからすると、特許請求の範囲(請求項)に記載された「特許を受けようとする発明」が上記「発明」に該当するか否かは、それが、特許請求の範囲の記載や願書に添付した明細書の記載及び図面に開示された、「特許を受けようとする発明」が前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成、その構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。したがって、「特許を受けようとする発明」に何らかの技術的手段が提示されているとしても、全体として考察した結果、その発明の本質が、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなど自体に向けられている場合には、上記「発明」に該当するとはいえない。」

*

その上で、知財高裁は、主として以下のとおり判断し、本願

¹ 債権の発生又は譲渡について記録簿に記録することを要件とする金銭債権(電子記録債権法2条1項、3条参照)。

² 電子記録債権等を支払期限前に金融機関に売却する場合に債権額から差し引かれる費用のこと。

³ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

発明の特許法2条1項の「発明」該当性を否定しました。

- 本願発明の構成や本願発明が解決しようとした課題及び本願発明の効果に関する明細書の記載からすれば、「本願発明は、電子記録債権を用いた決済方法において、電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むとともに、割引料相当料を債務者の口座から引き落とすことを、課題を解決するための技術的手段の構成とし、これにより、…割引料を負担する主体を債務者とする¹ことで、割引困難な債権の発生を効果的に抑制することができるという効果を奏するとするものであるから、本願発明の技術的意義は、電子記録債権の割引における割引料を債務者負担としたことに尽き」、その本質は専ら人為的な取り決めそのものに向けられている。
- （「本願発明の各処理の実行は、すべて信号の送受信によって達成されるところ、信号の送受信は…自然法則を利用することで初めて達成できるものである」との原告の主張に対し）「信号」や「送信」という一見技術的手段に見えるものが構成に含まれているとしても、上記本願発明の意義からすれば、これらは通常の用法に基づいて、本願発明の意義を実現するための単なる手段にすぎないことから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。

特許法2条1項の「発明」該当性については、特許請求の範囲の記載全体を加味して判断されており、本件においても、「信号」や「送信」という一見すると技術的手段に係るような単語がクレームに用いられているものの、本願発明の技術的意義から発明該当性を否定しています。本件は事例判断ではありますが、発明該当性の判断構造を把握するうえで参考になると思いますので紹介させていただく次第です。

判例2の解説ポイント

平野 恵稔
Shigetoshi Hirano
PROFILEはこちら

1. 本件は、拒絶査定不服審判において、特許庁が、「本願発明は、特許法2条1項でいうところの「自然法則を利用した技術的思想の創作」とはいえず、同法29条1項柱書に規定する要件を満たしていないから、特許を受けることができない」として、また、進歩性も有しないとして、請求不成立の審決をしたことを不服として、Xが、知財高裁に審決取消を求めた事案です。知財高裁も審決を維持し、審決取消請求を棄却しました。

2. 日本の特許法には、諸外国ではあまり例がないことですが、発明が定義されています。発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものです(特許法2条1項)。したがって、自然法則以外の法則(経済法則など)、人為的な取決め(ゲームやビジネスのルールなど)、数学上の公式は自然法則を利用したものではないので発明に該当せず、特許を取得することができません。

アメリカでは判例上、かつては、ビジネスモデルについては特許を取得できないとされていました。しかし、1998年7月23日CAFC判決(*State Street Bank & Trust Co. v. Signature Financial Group Inc.*, 149 F.3d 1368 (Fed. Cir. 1998), *cert.denied*, 119 S.Ct. 851 (1999))で、特許を取得できないものは、自然法則、自然現象、抽象的なアイデアだけであるとして、ビジネスモデルは特許を取得できるという判断がなされました。その後多数のビジネスモデル特許が存在し、アメリカの経済を支えている多くのビジネスモデルが特許によって保護されています。

日本でも、この頃から、コンピューターを活用することは自然法則を利用することですから、コンピューターの進展に伴って、今までは自然法則を利用しない単なるビジネスモデルや人為的な取り決めであるとして発明として取り扱われる余地のなかったものが、発明として取り扱われるようになってきました。

トヨタ自動車のカンバン方式に係る1999年7月登録の特許2956085号などがよく知られています。

3. 知財高裁で判断された争点は、次の請求項記載の内容が発明と言えるかどうかです。

- A 電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むための第1の振込信号を送信すること、
- B 前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とすための第1の引落信号を送信すること、
- C 前記電子記録債権の額を前記債務者の口座から引き落とすための第2の引落信号を送信することを含む、電子記録債権の決済方法。

知財高裁は次のように判断して本願請求項は発明に該当しないと判断しました。

(1)「発明」該当性の判断

「発明」は、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用、その技術的手段により所期の目的を達成し得るという効果の確認という段階を経て完成されることからすると、特許請求範囲(請求項)に記載された「特許を受けようとする発明」が上記「発明」に該当するか否かは、それが、特許請求の範囲の記載や願書に添付した明細書の記載及び図面に開示された、「特許を受けようとする発明」が前提とする技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成、その構成から導かれる効果等の技術的意義に照らし、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に該当するか否かによって判断すべきものである。

したがって、「特許を受けようとする発明」に何らかの技術的手段が提示されているとしても、全体として考察した結果、そ

[次ページへ続く](#) ➡

の発明の本質が、単なる精神活動、純然たる学問上の法則、人為的な取決めなど自体に向けられている場合には、上記「発明」に該当するとはいえない。

(2) 本件へのあてはめ

① 本願発明は、従来から利用されている電子記録債権による取引決済における割引について、債権者をより手厚く保護するため、割引料の負担を債務者に求めるよう改訂された下請法の運用基準に適合し、かつ、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、債務者によって割引料の負担が可能な電子記録債権の決済方法を提供するという課題を解決するための構成として、本願発明に係る構成を採用したものである。

一方、本願発明の構成のうち、A及びBは、電子記録債権による取引決済において、従前から採用されていたものであり、また、「電子記録債権の額を(電子記録債権の)債務者の口座から引き落とす」ことは、下請法の運用基準の改訂前後で、取扱いに変更はないものである。

そうすると、本願発明は、「電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込む」ことと、「前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とす」こととを、前記課題を解決するための技術的手段の構成とするものであると理解できる。

② 本願明細書には、「本発明」の効果として、「電子記録債権の割引が行われる場合、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させることなく、割引料を負担する主体を債務者とすることで、割引困難な債権の発生を効果的に抑制することが可能となるという効果を奏する」ことが記載されている。

一方、本願発明の特許請求の範囲(請求項1)には、A、B、Cが記載されているに過ぎないため、かかる構成を採用することにより、「自然法則を利用した」如何なる技術的手段によって、債務者や債権者の事務負担や管理コストを増大させないという効果を奏するのかは明確でなく、本願明細書にもこの点を説明する記載はない。

結局、本願発明の技術的意義は、電子記録債権の割引における割引料を債務者負担としたことに尽きるというべきである。

そして、本願発明の本質は、専ら取引決済についての人為的な取り決めそのものに向けられたものであると認められる。

したがって、本願発明は、その本質が専ら人為的な取り決めそのものに向けられているものであり、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則を利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作には該当しない。

4. 本判決では、本願発明の課題、作用効果を詳細に検討し、解決に自然法則を利用していないことを明らかにして、「発明」とは言えないと判断しました。コンピューター関連発明であれば、自然法則を利用している、ということはいえ、人為的な取り決めであるビジネスモデルなどをコンピューターで行う場合、「発明」と認められるためには、コンピューターが課題の解決、作用効果に寄与している必要があります。